

分別収集計画

(第8期)

平成28年6月

南部桧山衛生処理組合

分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 分別収集対象品目の設定	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済から、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行することが重要である。

当組合行政区域の家庭ごみの排出量は10年前と比較すると、一人あたり75g/日減っている。これは、景気の低迷も考えられるが、各町や町内会独自で進められている「生ごみの減量・集団資源回収」もごみ減量の一因となっており、当初計画よりも埋立処分量が減少したことにより最終処分場の延命が図られている。

しかしながら、現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当組合の最終処分場は残余容量が少なくなってきたおり、さらなる延命化と新たな最終処分場の整備検討が必要となっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物のおおむねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方法を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は下記のとおりである。

- (1) 本組合を構成する江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び八雲町（熊石地区）が協力し、ごみの減量につとめる。
- (2) ごみの発生及び排出を抑制し、循環型社会を基本とした分別収集を推進する。
- (3) 町民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減につとめる。

3. 計画期間

本計画期間は、平成29年4月を始期とする5ヵ年計画とし、3年毎に見直しを行うものとする。

4. 分別収集対象品目の設定

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	187.5t	184.6t	181.8t	178.7 t	806.8t
江差町	67.2t	66.2t	65.2t	64.0t	289.3t
上ノ国町	35.8t	35.2t	34.8t	34.2t	154.1t
厚沢部町	31.4t	31.0t	30.4t	29.9t	135.1t
乙部町	29.7t	29.2t	28.7t	28.3t	127.8t
八雲町熊石地区	23.4t	23.0t	22.7t	22.3t	100.5t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、回収事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した教育、標語及びポスター展、町広報、防災行政無線などあらゆる機会を活用し、町民及び事業者に対して、ごみの排出量の増大、処理経費急増等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出啓蒙が効果的な物となるよう関係団体の協力を得て、新たな啓発活動に努めるとともに、ごみの減量化の意識を育てるため、学校や地域社会の場における教育やごみ処理施設の見学などの活動に積極的に取り組む。

（2）資源ごみの拠点回収

現在、当組合行政区域内では、組合指定のステーションによるごみ収集をおこなっていないが、今後分別収集の見直しに伴い、組合及び構成町指定のステーション化も考慮し収集の効率化を図ることを検討する。

（3）排出抑制のための役割分担

1）住民の役割

- ①物を修理して大切に使う生活習慣確立など、ライフスタイルの見直しを図る。
- ②不用品の有効利用を図る。
- ③使い捨て商品を自粛する。
- ④リターナブル容器、詰め替え商品などの購入に努める。
- ⑤簡易包装に協力する。
- ⑥買い物に際して買い物袋などを持参する。
- ⑦再生品の使用に努める。
- ⑧レジ袋排出抑制のためマイバック運動の計画推進。

2）事業者の役割

- ①事業活動に伴うごみの減量化、再資源化に努める。
- ②使い捨て容器の使用を抑制し、軽量化に努める。
- ③安易包装を推進する。
- ④減量化、再生利用に適した商品の自主回収に努める。

⑤販売した商品の自主回収に努める。

⑥再生品の使用に努める。

3) 行政の役割

①住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制等に関する計画的な施策の推進に努める。

②廃棄物に関する教育、広報活動を強化し、関係者全体の意識啓発に努める。

③事業者に対する減量計画の策定や排出方法等について指導を徹底し、事業系ごみの排出抑制対策を講ずる。

④回収拠点の整備、住民参加型のイベント開催等、減量化、再資源化についての環境づくりに努める。

⑤簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛などの方策を促進する。

⑥事務用品、公共事業における再生品の使用に努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

組合が分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に定め、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	実施年度
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	平成29年度
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	平成33年度
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く）	飲料用紙パック	平成33年度
主として段ボール製の容器	段ボール	平成29年度
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	平成33年度
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	平成33年度
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	平成33年度

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器包装	25.8t		25.4t		25.0t		24.6t		24.2t	
主としてアルミ製の容器包装	22.4t		22.0t		21.7t		21.3t		21.0t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)						
									62.1t	0t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)						
									48.4t	0t
その他のガラス製容器	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)						
									13.7t	0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが使用されている物を除く)									21.0t	
主として段ボール製の容器包装	139.3t		137.2t		135.1t		132.8t		130.7t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)								
									200.1t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品に充てんするためのもの	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)
									51.6t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)
									234.0t	0t
うち白色トレイ	(合計)									
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)
									-	-

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度ごみ排出量から算出した資源ごみの推計量} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、構成町の過去の人口推移をもとに、次のとおり設定した。

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
23,134人 (対前年度比) 98.47%	22,778人 (対前年度比) 98.46%	22,423人 (対前年度比) 98.44%	22,050人 (対前年度比) 98.34%	21,703人 (対前年度比) 98.43%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当組合及び構成町では、平成12年度から完全施行された容器包装リサイクル法に規定する下表の容器包装廃棄物について、現行の収集体制も含め大幅に見直しを行いながら分別収集計画を実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	缶類	組合委託業者若しくは構成町による定期回収	組合
	アルミ			
ガラスびん	無色ガラス	びん類	組合委託業者若しくは構成町による定期回収	組合
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙製容器包装	飲料用紙パック	紙類	組合委託業者若しくは構成町による定期回収	組合
	段ボール			
	その他の紙類			
プラスチック製容器包装	PETボトル	プラスチック類	組合委託業者若しくは構成町による定期回収	組合
	その他プラスチック製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物は、組合もしくは町が指定した施設及び集積場所に運搬し、選別・圧縮及び保管するが容器包装廃棄物の分別収集の実施後状況を見据えながら、ストックヤードの整備について検討する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民や事業者の意見・要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、組合構成町との連携を強め、必要に応じ自主的な地域リサイクル活動を

推進する。

(2) 古紙類、廃油類及び金属類等の回収

容器包装廃棄物以外の古紙類（新聞紙、雑誌）廃油類（廃食用油）及び金属類等についても組合若しくは構成町が行い、ストックヤード等に保管後リサイクルを図る計画である。

(特記事項)

容器包装廃棄物のフロー

当組合における平成33年度からの容器包装廃棄物等の分別排出、収集、処理のフローを下記に示す。

